

水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

水質検査機関の登録制度は施行され5年以上が経過しており、水質検査機関の精度管理が従前以上に重要視されてきている。厚生労働省では、登録検査機関の水質検査の信頼性の確保を柱とした水道法施行規則の改正を23年10月に公布し、24年4月の施行を予定している

また、近年水質基準等の見直しが行われ、水質基準項目のカドミウムは0.003mg/ℓ、トリクロルエチレンは0.01mg/ℓにそれぞれ引き下げられ、水質管理目標設定項目のトルエンは0.4mg/ℓに引き上げられた。

結 果

平成23年度の実施数は一般試験1,688件、精密試験661件、その他963件、総数は3,312件であった。用途別の割合では、自家用水道又は水道事業以外に該当する専用水道水が38%と最も多く、簡易専用水道水が19%、水道水が12%の順となり、全体の7割を占めた。受託数は昨年度と比べると、全体として6%程度減少しており、その内訳では水道水と簡易専用水道水で216件(12%)減少したが、飲用井戸水、船舶水及びタンク水は67件(27%)増加した。

次に、飲用としての不適件数は飲用井戸水が52件(57%)と最も多く、続いて専用水道水は15件(16%)、簡易専用水道水も同様に15件(16%)と多かったが、水道水の不適は1件も認められなかった。

飲用井戸水の不適合率が高かった理由として、今年度は震災直後でもあり飲用に適しているかどうかの確認のための依頼が例年よりも若干多かったことも要因のひとつに挙げられる。

検査項目別の検査結果では、不適合率が5%を超えた項目はヒ素、マンガンおよび残留塩素であった。続いて不適合率が1%以上5%未満の項目は一般細菌、アルミニウム、鉄、2-メチルイソボルネオール、臭気、色度、濁度及び過マンガン酸カリウム消費量の8項目であった。特に井戸水は一般細菌、鉄、臭気、色度及び濁度などの項目で不適合率が高かった。

簡易専用水道検査等

動 向

簡易専用水道検査は厚生労働大臣の登録検査機関となり8年が経過した。この間神奈川県を検査区域とした検査機関は当初の倍の機関数となり、現在は顧客獲得競争が激化し、低価格の検査機関へと検査が移行している。

また、横浜市では小規模受水槽水道等の安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例が平成23年4月1日に改正され、地下式受水槽をもつ施設はすべて管理状況の検査の受検が義務付けられた。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は2,425件で、前年度より235件減少し、実施率91.2%であった。このうち、横浜市内では2,274件で、前年度と比較すると246件減少している。減少の主な要因は、直結給水方式に伴う受水槽の廃止、低価格の検査機関への移行などである。一方、川崎市内は昨年とほぼ同数であるが、神奈川県内では微増となっている。

検査結果は、実施数2,425件のうち、良好施設2,228件(91.9%)、残り197件が不適合施設であり、このうち67件が行政指導の必要な施設となっている。受水槽の有効容量区分別の不適合施設では有意差は認められない。

不適合内容の内訳は受水槽の本体の状態、周囲の状態、上部の状態の順となっている。項目別では、地下式受水槽施設の槽内全体が見えない施設が最も多く、水槽室内にたまり水が生じている施設などの順であった。また、水質検査項目で色度や濁度が基準値を上回った施設1件、残留塩素不検出の施設4件も含まれている。

一方、小規模受水槽水道検査は221件で、条例改正により前年度より34件の増加となり、要改善が必要な施設も数多く見られた。

関係の集計表は138頁に掲載